# ■給付

番号	制度·手続名	対象者	概要等	問合せ先
1	住居確保給付金	離職又は休業等で収入が減少したこと(それと同程度の場合を含む)に伴い、住居喪失又は住居喪失の恐れがある方	W + III # . 00 000 F	別府市社会福祉協議会 別府市自立相談支援セン ター 公 27-8835
2	国民健康保険傷病手当金の 給付	以下の要件を全て満たす方 ・別府市国民健康保険の被保険者。 ・勤務先から給与等の支払いを受けている。 ・新型コロナウイルス感染症に関連する療養のため労務に服することができず、給与の全部または一部を受けることができない 適用期間 令和2年1月1日から令和5年5月7日。 申請期限 事由発生から2年	(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額)×2/3×日数(支給対象となる日数)、総与等の全部又は一部を受けることができる場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。 ※1日当たりの支給額には上限があります。	保険年金課 21-1158
3	後期高齢者医療傷病手当金 の給付	以下の要件を全て満たす方 ・大分県後期高齢者医療の被保険者。 ・勤務先から給与等の支払いを受けている。 ・新型コロナウイルス感染症に関連する療養のため労務に服することができず、給与の全部または一部を受けることができない。 適用期間令和2年1月1日から令和5年5月7日。 申請期限 事由発生から2年	(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額)×2/3×日数(支給対象となる日数) ※給与等の全部又は一部を受けることができる場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。 ※1日当たりの支給額には上限があります。	保険年金課 公 21-1158

## ■支払い猶予・減免

番号	制度·手続名	対象者	概要等	問合せ先
1	市県民税の減免	【減免・猶予等の適用基準の目安】 ・新型コロナウイルス感染症により死亡または障害者となった場合 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響が直接の原因である所得の3割以上の減少 (ただし前年の合計所得金額が400万円 以下) ・納税が著しく困難な人	納期が到来していない市県民税(所得割額のみ、均等割額は減免対象外)のうち、1/8の額から全額が減額されます。 所得は、年間所得を比較するため、該当するかどうかは、令和5年4月以降に確定します。	市民税課 公 21-1119
2	市税の猶予制度 「徴収猶予の特例」の申請受付は令和 3年2月1日をもって終了しました。	市税を納期限までに納付できない方は、 通常の猶予制度を受けられる場合があり ます。 対象税目:市県民税、固定資産税、軽自動 車税(種別割)、法人市民税等	詳しくは、ホームページをご覧ください。 https://www.city.beppu.oita.jp/s eikatu/zeikin/zeikinnituite/shize i yuyo.html	債権管理課 公 21-1121
3	国民年金保険料免除制度·納 付猶予	【減免・猶予等の適用基準の目安】 以下のいずれかの要件に該当する場合 ・倒産・廃業・失業等 ・収入の減少 適用期間 令和4年度分まで	新型コロナウイルス感染症の影響で、保険料の納付が困難となった場合、国民年金保険料の免除・納付猶予が認められる場合があります。 まります。 まります。 まりとは、日本年金機構のホームページを ご覧ください。	保険年金課 年金係
4	市営住宅家賃の減免・徴収猶 予	【減免・猶予等の適用基準の目安】 ・収入の減少	収入が著しく減少した入居者に対し、減少後の世帯全員の合計所得が基準以下となった場合、その所得に応じて、家賃の2~5割を減免します。または、6か月間を限度とし家賃の徴収を猶予します。ただし、徴収猶予は家賃の支払い期限を先に延ばすということであり、家賃が免除されるわけではありません。	住宅管理センター <b>な 21-2200</b>

# ■支払い猶予・減免

番号	制度·手続名	対象者	概要等	問合せ先
5	国民健康保険一部負担金(病 院での自己負担額)の減額、 免除・徴収猶予	【減免・猶予等の適用基準の目安】 以下の1または2の要件に該当し、かつ3 と4の要件に該当する場合で、一部負担金 の支払いが困難であると認めるとき 1.死亡または重篤な傷病 2.倒産、廃業、失業等 3.月の収入が生活保護基準の1.3倍以下 4.収入の5割以上の減少	収入の減少割合などにより、一部負担金 (病院での自己負担額)の半額、全額の免 除、または、徴収猶予を行います。 減免期間は3か月を限度(3か月延長可)と します。徴収猶予については6か月以内に 返済が必要です。	保険年金課 保険給付係 公 21-1158
6	後期高齢者医療一部負担金 (病院での自己負担額)の減 額、免除・徴収猶予	【減免・猶予等の適用基準の目安】 以下の1または2の要件に該当し、かつ3 と4の要件に該当する場合で、一部負担金 の支払いが困難であると認めるとき 1.死亡または重篤な傷病 2.倒産、廃業、失業等 3.月の収入が生活保護基準の1.3倍以下 4.収入の5割以上の減少	収入の減少割合などにより、一部負担金 (病院での自己負担額)の半額、全額の免 除、または、徴収猶予を行います。 減免期間は6か月を限度とします。徴収猶 予については6か月以内に返済が必要で す。	保険年金課保険給付係公 21-1158
7	大分県 母子父子寡婦福祉資金貸付 の償還金の支払い猶予	収入が著しく減少したこと等により、償還 を行うことが著しく困難になった方	支払いを猶予できる場合があります。	子育で支援課 <b>公</b> 21-1701

# ■融資

番	号	制度·手続名	対象者	概要等	問合せ先
		スプネ 母子父子寡婦福祉資金貸付 金の生活資金の貸付		生活資金の貸付が活用できる場合があります。	子育で支援課 公 21-1701

## ■生活を守る

番号	制度·手続名	対象者	概要等	問合せ先
1	市営住宅の提供	市内に居住する方又は市内の事業所に勤務している方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、現住居から退去を余儀なくされる(された)方及びその同居親族。	家賃については、入居住宅の最低家賃の半額。 退去修繕については、原則免除。ただし、 使用者の過失による損害等がある場合は 除きます。 ※敷金は、不要です。	住宅管理センター <b>公 21-2200</b>

# ■相談窓口

番号	制度·手続名	概要	問合せ先			
1	新型コロナウイルスに係る厚 生労働省電話相談窓口	新型コロナウイルス感染症に関する相談ができます。	<b>公 0120-565-653</b> 9時~21時(土日・祝日も実施)			
2	新型コロナウイルス感染症に関する人権相談窓口 ・みんなの人権110番 ・子どもの人権110番 ・女性の人権ホットライン ・外国語人権相談ダイヤル	新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ 等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。 困った時は、一人で悩まず、私たちに相談してください。	【全国共通人権相談ダイヤル】 みんなの人権110番			
3	新型コロナウイルス感染症の 影響による特別労働相談窓口	事業主や労働者からのさまざまな労働相談に対応します。	大分労働局 雇用環境・均等室 <b>公 097-536-0110</b> 8時30分~17時15分(土曜・日曜・祝日を除 <)			